

令和 7 年度 運営指導における主な指導事例
(福祉用具貸与・特定福祉用具販売に関する事項)

1 運営基準

(1) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供について

【事例】

居宅サービス計画で位置付けた短期計画期間よりも長い計画期間でサービス計画書を作成しサービスの提供を行っている。

ア 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しなければなりません。

(2) 福祉用具貸与計画の作成について

【事例】

福祉用具貸与計画の目標の達成期間が居宅サービス計画と異なっている。

ア 指定福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければなりません。

【事例】

福祉用具貸与計画に「福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期」が記載されていない。

ア 福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行う必要があります。

イ 上記モニタリングを行った後、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービス提供に係る居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告する必要があります。